



福岡医発第0877号(地)
平成26年 6月26日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

改正道路交通法の円滑な運用のための協力について

平成25年6月に道路交通法の一部を改正する法律(平成25年法律第43号)が公布され、「一定の症状を呈する病気等に係る運転免許証制度に関する規定」(以下「一定の症状を呈する病気等に係る規定」という。)についてはその大部分が平成26年6月1日施行となったことを受け、本規定の円滑な運用について、別紙のとおり日本医師会を通して警察庁交通局長より、また、福岡県警察本部より、本会に対して周知協力方依頼がありました。

本件の概要については別紙の通りですが、「一定の症状を呈する病気等に該当する者を診断した医師による任意の届出制度」につきましては、現在、日本医師会が警察庁より要請を受け、関係学会と調整のうえ、届出の際の手続きに関するガイドラインの作成を進めており、完成次第あらためてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、貴会会員に対する周知方よろしく願いいたします。

なお、本届出制度は義務ではなく、あくまで任意のもであり、届け出についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

【問合せ先(届出先)】

福岡県警察本部 運転免許管理課 聴聞係
福岡市博多区東公園7番7号
092-641-4141(内線5325)

日医発第 243 号（地Ⅲ70）

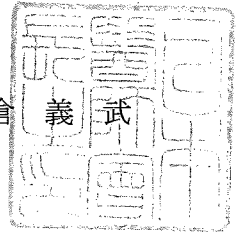
平成 26 年 6 月 11 日

都道府県医師会

会長 殿

日本医師会

会長 横 倉



改正道路交通法の円滑な運用のための協力について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

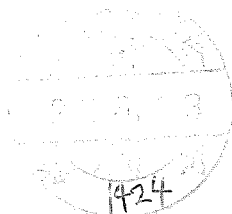
さて、運転免許行政の適正な運用のための協力につきましては、平成 23 年 5 月 16 日付日医発第 121 号（地Ⅲ41）（法安 14）、及び平成 24 年 4 月 24 日付日医発第 92 号（地Ⅲ15）（法安 11）をもって、また、警察庁「一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方に関する提言」につきましては、平成 24 年 11 月 7 日付（地Ⅲ136）をもって貴会宛にお送り申し上げました。

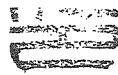
今般、別添のとおり、警察庁交通局長より、本会に対して、改正道路交通法の円滑な運用のための協力について依頼がありました。

本件は平成 25 年 6 月に道路交通法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 43 号）が公布され、そのうち一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度に関する規定（以下、「一定の症状を呈する病気等に係る規定」という。）については、そのほとんどが本年 6 月 1 日に施行されることから、同規定の円滑な運用がなされるよう、協力を求めるものであります。

つきましては、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本法律における附帯決議において、医師による届出に関するガイドラインについては、医師会や関係学会に対して要請することとされており、現在、本会では警察庁からの要請を受け、従来、警察庁における一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度に協力されている関係学会と調整のうえ、届出の際の手続きに関するガイドラインの作成を進めております。ガイドラインが完成いたしましたら、追ってお送り申し上げますので、予めご承知おきのほど、よろしくお願い申し上げます。





警察庁丙運発第25号

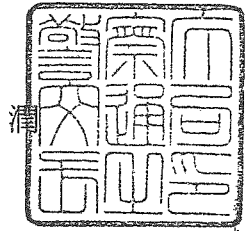
平成26年 5 月12日

公益社団法人 日本医師会

会長 横倉 義武 殿

警察庁交通局長

倉 田



改正道路交通法の円滑な運用のための御協力をお願いについて

新緑の候、貴会におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。また、貴会におかれましては、運転免許取得時における病状の診断等、平素から、格別の御理解、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）については、第183回国会（常会）において可決・成立し、平成25年6月14日付けで公布されました。本法律のうち一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度に関する規定（以下「一定の症状を呈する病気等に係る規定」という。）については、そのほとんどが平成26年6月1日に施行となります。

つきましては、一定の症状を呈する病気等に係る規定の円滑な運用がなされるよう次の3点について、御協力を賜りたくお願い申し上げます。

まず、第1は、次に示す一定の症状を呈する病気等に係る規定の概要を、貴会を通じて各都道府県医師会及び貴会会員の皆様に周知することについて、貴会の御協力をいただきたいと存じます。

一定の症状を呈する病気等に係る規定の概要

○ 一定の症状を呈する病気等の症状に関する質問等に関する規定の整備

免許取得・免許証更新時に、一定の症状を呈する病気等の症状に関する質問票に正確に回答していただく必要があります。虚偽があった場合は、罰則が適用されることがあります。

○ 一定の症状を呈する病気等に該当する者を診断した医師による任意の届出

医師は診察した患者が一定の症状を呈する病気等に該当し免許を保有している場合は、警察へ届け出ることができます。この場合、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は適用されません。

○ 一定の症状を呈する病気等に該当する疑いがある方に対する運転免許の

効力の暫定的停止

過去の交通事故歴等から一定の症状を呈する病気等にかかっていると疑われる方について、症状等が判明するまでの間、その方の運転免許を暫定的に停止させていただくことがあります。

○ 一定の症状を呈する病気を理由に運転免許を取り消された場合における運転免許再取得時の試験の一部免除

一定の症状を呈する病気に該当すること等を理由に運転免許を取り消された場合、取り消されてから3年以内であれば、運転免許を再取得する際の運転免許試験の一部が免除されます。

なお、上記の事項については、リーフレットを別添1のとおり作成しましたので、御利用ください。

第2は、都道府県警察とのさらなる協力体制を構築するための御協力をいただきたいと存じます。

これまでも、貴会会員の皆様には、専門的立場から、臨時適性検査等に係る診断をお引き受けいただいているところですが、今後も運転免許制度の適正かつ迅速な運用を維持するため、警察庁から都道府県警察に対して、都道府県の医師会等へ診断書の発行等について協力を依頼するなど、さらなる協力体制を構築するよう指導することとしております。今後都道府県警察からの協力依頼に御対応していただきたいと存じます。

第3は、次の事項について、一定の症状を呈する病気等の治療を受けている方のうち、運転免許をこれから取得しようとし、又は既に運転免許を保有している方等に対する周知について、御協力をいただきたいと存じます。

○ 免許取得・免許証更新時には、自身の病状に関する質問票に正確に記載しなければならない

免許取得・免許証更新において、自身の病状に関する質問票に、正確に回答していただく必要があります。虚偽の記載があった場合、罰則が適用されることがあります。

○ 免許取得に関し不安がある場合には、警察に相談していただきたい

都道府県警察の運転免許センター等には、運転適性相談窓口が設置されており、一定の症状を呈する病気等にかかっている方に係る運転免許についての相談を受け付けています。運転免許の取得を検討されている方には、この窓口で連絡し運転免許の取得について相談していただくことをお勧めしています。

○ 自動車等の運転に支障がある場合には、運転を控えていただきたい

処方されている薬を飲み忘れたとき、睡眠不足等により体調が悪いとき等自動車等の安全な運転に支障があると判断される場合には、自動車等の運転を控えていただく必要があります。

○ 免許を保有しているが自動車等の運転に支障がある状態が続く場合には、警察に相談していただきたい

運転免許を保有している方で、自動車等の運転に支障がある状態が長期間続いたり、頻繁にある場合、運転免許の保有について各都道府県警察の運転適性相談窓口にご相談していただく必要があります。

なお、上記の事項については、リーフレットを別添2のとおり作成しましたので、御利用ください。

最後に、同種事故が繰り返されないよう、警察といたしましては今後とも運転免許制度の適正な運用に努めてまいる所存でありますので、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会の益々の御発展を祈念申し上げます。

平成25年6月14日公布

改正ポイントは
以下のとおりです。



道路交通法の 一部が改正されます。



一定の病気等に係る運転者対策

平成26年
6月までに
施行

免許取得・更新時に、一定
の病気等の症状に関する
「質問票」の提出義務

虚偽記載
1年以下の懲役または
30万円以下の罰金

診察した者が一定の病気等
に該当すると認知した時

医師による任意の届出制度

一定の病気等に該当する
疑いがあると認められる時
※一定の要件を満たした場合に限る

免許の効力暫定停止制度

「質問票」には、必要事項を正しく記載しましょう。

- 「質問票」の記載内容により、直ちに、運転免許の取消し等にはなりません。
- 「質問票」の記載内容等を踏まえて、運転免許取消しとなった場合でも、病状が快復し、運転免許を再取得することができる状態になった際には、試験の一部が免除されます。(取消しとなった日から、3年以内に限ります。)
- 「質問票」に虚偽の記載をする行為には、罰則が設けられています。
- 記載内容に含まれる「個人情報」を、警察では厳格に保護します。
- 「運転適性相談窓口」が、各都道府県警察に設置されています。病気等で、自動車等の運転に不安がある方は、ぜひ、ご相談ください。

※「一定の病気」とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある病気で政令で定めるものをいう。



警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔





悪質・危険運転者対策

平成25年
12月1日
施行予定

無免許運転

無免許運転の下命・容認

免許証の不正取得

現行

1年以下の懲役
または
30万円以下の罰金

改正後

3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

無免許運転の
幫助行為

自動車等の
提供行為

3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

同乗行為

2年以下の懲役 または 30万円以下の罰金

免許が失効したため免許の取消しを
受けなかった者等の運転免許の再取得

「取消処分者講習」
の受講が必要

平成26年
6月までに
施行



自転車利用者対策

政令で定める違反行為を
繰り返した自転車運転者

講習の受講命令

平成27年
6月までに
施行

一定期間内に受講せず

5万円以下の罰金

ブレーキに不備のある自転車

警察官による検査・
応急措置命令等

平成25年
12月1日
施行予定

検査拒否、命令違反等

5万円以下の罰金

路側帯通行

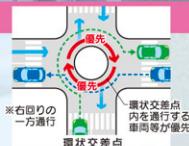
道路の左側部分に
設けられた
路側帯に限定



平成25年
12月1日
施行予定

その他

環状交差点の
交通方法を
定める



平成26年
12月までに
施行

放置違反金の
コンビニ納付
を可能に

平成26年
6月までに
施行

運転免許を持っている(又は、取得しようとしている)患者さんへのお願い

○ 免許取得・免許証更新時には、自身の症状に関する質問票に正確に記載してください。

～ 虚偽の記載があった場合、
罰則が適用されることがあります。～

○ 免許の取得に関し不安がある場合には、警察に相談してください。

～ 都道府県警察の運転免許センター等には、運転適性相談窓口を設置し、相談をお受けしています。～

○ 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。

～ 処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど～

○ 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※ 運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方などの運転免許に関する相談を受け付けています。

連絡先等は別紙を参照してください。

運転適性相談窓口一覧表

(平成26年5月現在)

適性相談窓口		電話番号	受付日時	適性相談窓口		電話番号	受付日時
札幌	札幌運転免許試験場(適性審査・試験係)	011-683-5770 (内線381、382、302、305)		岐阜	運転免許課運転適性指導係(一定の病気の関係)	058-237-3376 (内線272、271)	月～金、9時～12時、13時～16時
函館	函館方面本部運転免許試験場(免許係)	0138-46-2007(内線322)			運転免許課運転適性検査係(身体関係)	058-237-3331 (内線304、370)	月～金、13時～16時
旭川	旭川方面本部運転免許試験場(免許係)	0166-51-2489(内線332、343)	月～金、8時45分～17時	愛知	運転免許試験場運転適性相談室	052-801-3211(内線365、370)	月～金、8時45分～12時、12時45分～15時
釧路	釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場(免許係)	0154-57-5913(内線312)			東三河運転免許センター試験係(全般)	0533-85-7181(内線553)	月～金、9時～16時
	帯広運転免許試験場(免許係)	0155-33-2470(内線312)		三重	運転免許センター適性審査係	059-229-1212(内線481～483)	月～金、9時～16時
北見	北見方面本部交通課北見運転免許試験場(免許係)	0157-36-7700 (内線211、212)		滋賀	運転免許試験場第一係	077-585-1255(内線210、211)	月～金、9時～16時(要予約)
	運転免許課試験教育係(試験関係)	017-782-0081 (内線331～336)	月～金、8時30分～17時15分	京都	運転免許試験場適性試験係	075-631-5181(内線412、413)	月～金、14時～16時30分
	運転免許課免許係(更新関係)	(内線251～256)		大阪	門真運転免許試験場適性試験係	06-6908-9121(内線384)	月～金、14時～16時30分
	運転免許課行政処置係(その他)	(内線232、238)			光明池運転免許試験場適性試験係	0725-56-1881(内線384)	月～金、14時～16時30分
青森	八戸試験場(八戸警察署内)	0178-43-4141 (内線440～442)	月～金、(第2・4金を除く)8時30分～17時15分		運転免許課講習係	078-912-1628(内線324、325)	月～金、9時～17時
	弘前試験場	0172-31-0737	月～金、(第1・3金を除く)8時30分～17時15分	兵庫	運転免許試験場学科適性試験係	078-912-1628(内線377)	月～金、13時～16時
	むつ試験場(むつ警察署内)	0175-22-1321 (内線436、437)	月曜～金曜、8時30分～17時15分		運転免許課但馬運転免許センター	079-662-1117(直通)	火～金、10時～16時
	自動車運転免許試験場(免許、試験係)	019-683-1251(内線315、317)		奈良	運転免許課免許係(更新関係)	0744-22-5541(直通・更新等)	月～金、10時～16時
岩手	盛岡運転免許センター(免許、試験係)	019-606-1251(内線205)	月～金、15時～17時(要予約)		運転免許課試験係(試験関係)	0744-25-5224(直通・受験相談)	月～金、16時～16時30分
	奥南運転免許センター(免許、試験係)	0197-44-3511(直通)			運転免許課免許係(更新関係)	073-473-0110(内線315、321)	月～金、15時～16時
	沿岸運転免許センター(免許、試験係)	0193-23-1515(直通)		和歌山	運転免許課試験係(試験関係)	(内線365)	月～金、14時～16時
	泊北運転免許センター(免許、試験係)	0194-52-0613(直通)			運転免許課田辺運転免許センター	0739-22-6700(直通)	月～金、14時～16時
	宮城県運転免許センター運転適性相談係	022-373-3601(内線292、291)			運転免許課新宮運転免許センター	0735-31-7771(直通)	月～金、8時30分～17時15分
宮城	石巻運転免許センター試験係	0225-83-6211(直通)	月～金、9時30分～11時、14時～16時(要予約)	鳥取	運転免許課免許係(東部運転免許センター)	0857-28-5885(内線320)	月～金、8時30分～17時15分
	古川運転免許センター試験係	0229-22-8010(直通)			鳥取県自動車運転免許試験場(免許・試験係)	0858-35-6110(内線310)	月～金、8時30分～17時15分
	仙南運転免許センター試験係	0224-53-0111(直通)			運転免許課免許係(西部運転免許センター)	0859-22-4607(内線210)	月～金、8時30分～17時15分
秋田	秋田県運転免許センター講習係	018-824-0660(直通)	月～金、8時30分～17時15分	島根	運転免許課適性相談係	0852-36-7400 (内線241～243)	月～金、14時～16時
	運転免許課行政処置係(その他)	023-655-2150(内線264)			運転免許課西部運転免許センター試験係	0855-23-7900 (内線241～243)	月～金、8時30分～16時
山形	運転免許課試験係(試験関係)	(内線291)	月～金、8時30分～17時15分	岡山	運転免許課試験第二係	0867-24-2200 (内線572、578)	月～金、8時30分～16時
	運転免許課免許係(更新関係)	(内線232)			運転免許センター	082-228-0110 (内線703～228)	月～金、8時30分～17時
	運転免許課学科試験第一係	024-591-4372(内線220)			運転免許課免許第3係(更新関係)	(内線703～252、703～262)	月～金、9時～17時
福島	運転免許課免許第二係	024-591-4372(内線251)	月～金、8時30分～17時		運転免許課試験係(試験関係)	(内線703～357、703～360)	月～金、9時～17時
	運転免許課学科試験第三係	024-961-2100(内線221)		広島	運転免許課行政処置第2係(臨時適性検査関係)	(内線704～232)	月～金、9時～17時
	府中運転免許試験場学科試験係	042-356-5656(直通)			東部運転免許センター	082-228-0110 (内線704～232)	月～金、9時～17時
	飯沼運転免許試験場学科試験係	03-3474-1374(内線5433)	月～金、8時30分～17時15分		運転免許課東部免許第2係(更新関係)	(内線704～272)	月～金、8時30分～17時
	江東運転免許試験場学科試験係	03-3699-1151(内線5433)		山口	運転管理課講習第二係	083-973-2900 (内線430、431、433、434)	月～金、8時30分～17時
茨城	運転免許センター運転免許課(運転適性係)	029-293-8811(内線335)	月～金、10時～11時、13時～15時		運転免許課免許係(更新関係)	088-699-0110(内線322)	月～金、9時～16時
栃木	運転免許管理課自動車運転免許試験場	0289-76-0110 (内線451、454、455、466)	月～金、8時30分～12時、13時～16時45分	徳島	運転免許課試験係(試験関係)	(内線252)	月～金、9時～16時
群馬	運転免許課適性試験係	027-252-5329(直通)	月～金、9時～16時		運転免許課教育係(高齢者関係)	(内線233)	月～金、9時～16時
埼玉	運転免許センター運転免許試験場適性検査係	048-543-2001(内線316、317)	月～金、10時～11時30分、14時～16時 第3日曜は、8時30分～11時30分、13時～16時	香川	運転免許課試験係	087-833-0110 (内線722-273、274)	月～金、8時30分～17時
	運転免許本部千葉運転免許センター適性相談係	043-274-2000(内線352、353)	月～金、8時30分～17時00分	愛媛	運転免許課適性検査係	089-934-0110(内線727-333)	月～金、8時30分～17時
	運転免許本部茨城運転免許センター適性相談係	04-7147-2000(内線322)		高知	運転免許センター試験係(運転適性相談室)	088-893-1221(内線372～374)	月～金、9時～12時、13時～17時
神奈川	運転免許本部試験課適性相談係(試験関係)	045-365-3111(内線428)	月～金、9時30分～12時、13時30分～16時 第3日曜は、8時30分～12時、13時～16時		運転免許試験場福岡自動車運転免許試験場(試験関係・更新関係)	092-565-5010(内線311、301)	月～金、8時30分～17時15分
	運転免許本部免許課審査第3係(更新関係)	045-363-7816(直通)			運転免許試験場熊本自動車運転免許試験場(試験関係・更新関係)	093-961-4804(内線311、301)	月～金、8時30分～17時15分
	運転免許本部免許課審査第3係(更新関係)	045-365-3111(内線349)	月～金、9時30分～12時、13時～16時		運転免許試験場鹿児島自動車運転免許試験場(試験関係・更新関係)	0942-53-5208(内線311、301)	月～金、9時00分～17時15分
新潟	運転免許センター適性係	025-256-1212(内線262)	月～金、8時30分～17時	佐賀	運転免許センター免許係(免許更新関係)	092-641-4141(内線5325)	月～金、9時～17時
	運転免許センター長岡支所	0258-22-1050(内線331)	月～金、8時30分～17時		運転免許試験場試験第二係(免許取得関係)	0952-98-2220(内線221)	月～金、13時～16時
	運転免許センター上越支所	025-536-3688		長崎	運転免許管理課学科・適性試験係(試験関係)	0957-53-2128(内線311)	月～金、15時～17時(要連絡)
	運転免許センター佐賀支所	0259-57-5067			運転免許管理課免許・適性相談係(更新関係)	(内線333)	月～金、14時～16時
山梨	運転免許課試験第一係(試験関係)	055-285-0533(内線582、583)	月～金、15時～17時(要予約)	熊本	運転免許試験場学科試験係(試験関係)	096-233-0110(内線701-441)	月～金、9時～17時
	運転免許課免許第二係(更新関係)	(内線562)			運転免許試験場免許第一係(更新関係)	096-233-0110(内線701-372)	月～金、9時～17時(要予約)
	運転免許課適性検査係(その他)	(内線547)		大分	運転免許課試験係(試験関係)	097-536-2131(内線702-246)	月～金、8時30分～17時(要予約)
	運転免許課審判室試験係(試験関係)	0554-43-4101(内線513)	月～金、8時30分～17時		運転免許課更新係(更新関係)	(内線702-225)	月～金、10時～12時、14時～17時
	運転免許課審判室免許係(更新関係)	(内線514)			運転免許課宮崎運転免許センター免許係(更新関係)	0985-24-9999(直通)	月～金、10時～12時、14時～17時
長野	北信運転免許センター免許担当(更新関係)	026-292-2345(内線241、245)	月～金、9時30分～12時、14時～17時		運転免許課運転免許試験場試験係	0985-24-9999(直通)	月～金、10時～12時、13時～15時
	北信運転免許センター試験担当(試験関係)	(内線272)			運転免許課都築田舎自動車運転免許試験場(試験関係・更新関係)	0985-31-0110(内線755-331)	月～金、10時～12時、14時～17時
	中南信運転免許センター免許担当(更新関係)	0263-53-6611(内線529、530)			運転免許課都築田舎自動車運転免許試験場(試験関係・更新関係)	0986-25-9999(直通)	月～金、10時～12時、14時～17時
	中南信運転免許センター試験担当(試験関係)	(内線555)			運転免許課基岡運転免許センター	0982-33-9999(直通)	月～金、10時～12時、14時～17時
	東信運転免許センター免許・試験担当	0267-53-1550 (内線603)		鹿児島	免許試験場学科・技能試験係(試験関係)	0995-65-2295(内線220、230)	月～金、14時～16時
静岡	運転免許課中部運転免許センター試験係(全般)	054-272-2221(内線223)	月～金、9時～17時		免許管理課免許適性係(更新関係)	099-266-0111(内線240)	月～金、9時～17時
	運転免許課東部運転免許センター試験係	055-921-2000(内線223)		沖縄	運転免許課適性試験係	098-851-1000(内線595)	月～金、8時30分～17時
	運転免許課西部運転免許センター試験係	053-587-2000(内線223)			安全運転学校中部分校	098-933-0442(直通)	月～金、8時30分～17時
富山	運転免許センター適性相談係	076-451-2140(直通)	月～金、10時～12時、14時～17時		安全運転学校北部分校	0980-53-1301(直通)	
石川	運転免許課適性検査係	076-238-5901(内線373)	月～金、10時～17時		安全運転学校宮古分校	0980-72-9990(直通)	
	運転免許課試験係	0776-51-2820(内線351～355)			安全運転学校八重山分校	0980-82-9542(直通)	
	運転免許課講習指導係	(内線341～344)					
福井	運転免許課試験係	0779-66-7700(内線647)	月～金、8時30分～17時				
	運転免許課行政処置係	0778-21-3613(内線647)					
	運転免許課審判室	0770-45-2121(内線372)					

※ なお、受付日については平日が祝祭日及び年末年始の場合を除く。

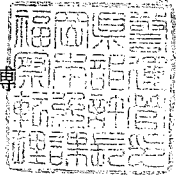
平成26年5月22日

公益社団法人、福岡県医師会

会長 松田 峻一良 殿

福岡県警察本部

運転免許管理課長 尾山 一博



一定の症状を呈する病気等に係る医師による届出制度の協力依頼について

新緑の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から警察活動の各般にわたりまして、格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成26年6月1日に道路交通法の一部を改正する法律のうち、一定の症状を呈する病気等に係る規定のほとんどが施行され、一定の病気等に該当する者を診察した医師による診察結果の届出制度が新設されました。

つきましては、本制度をご理解いただきまして、円滑な運用がなされるようご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 医師による届出制度の概要

医師は診察した患者が一定の症状を呈する病気等に該当し、免許を保有している場合は、公安委員会に任意に届け出ることができる制度です。

この場合、刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は適用されません。

2 届出先

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部 運転免許管理課 聴聞係

092-641-4141 (内線 5325)

3 資料

- 「警察庁から日本医師会への協力依頼書」



一定の病気等に係る運転者対策

免許の取得・更新時には、一定の病気等の症状に関する「質問票」に回答して公安委員会に提出しなければなりません。

[法89条、101条、101条の2、101条の5、107条の3の2、法117条の4]

- 公安委員会は、免許の取得・免許証の更新をしようとする者に対して、一定の病気等に該当するか判断するための質問票を交付することができます。
- 質問票を受けた者は、質問票に回答して公安委員会に提出しなければなりません。
- 公安委員会は、既に免許を受けている者等が一定の病気等であるか調査する必要があるときは、必要な報告を求めることができます。



虚偽の記載・報告をした場合

1年以下の懲役
又は
30万円以下の罰金

医師は、公安委員会に診察結果を届け出ることができます。

[法101条の6]



- 医師は診察した者が一定の病気等に該当すると認知し、その者が免許を受けていると知ったときは、その診察結果を公安委員会に届け出ることができます。

公安委員会は、免許の効力を暫定的に停止することができます。

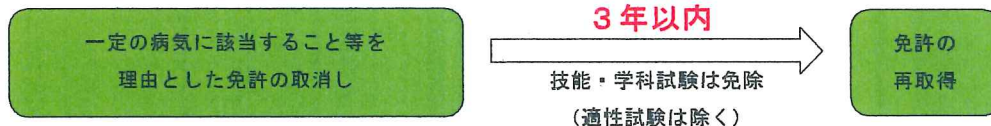
- 免許を受けた者が交通事故を起こした場合であって、当該交通事故の状況から判断して一定の病気にかかっている者等である疑いがあると認められる等のときは、3か月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができます。



[法104条の2の3]

一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された者は、免許の再取得に係る試験の一部が免除されます。

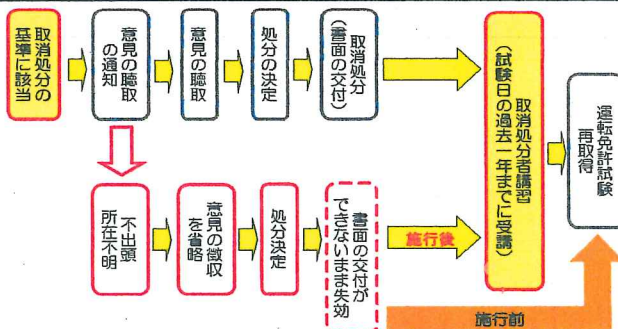
- 一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された者は、その取消しを受けた日から3年以内であれば、[法97条の2]再取得時の運転免許試験は適性試験を除き免除されます。



悪質・危険運転者対策

取消処分者講習に関する規定が整備されました。

[法96条の3、法108条の2]



- 公安委員会が免許の取消しに係る書面の交付をしようとしたにもかかわらず、不出頭や所在不明等で書面の交付を受けず、そのまま免許を失効した者が、運転免許試験を受けようとする場合は、過去1年以内に取消処分者講習を終了していなければなりません。

その他の対策

福岡県における実施は、現在検討中です。

放置違反金のコンビニ収納が可能になります。

[法51条の16]

- 都道府県は、放置違反金の収納事務については、収入の確保及び納付命令を受けた者の納付の義務の履行に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人(コンビニ等)に委託することができますようになります。